山形県公司

令和5年9月12日(火) 第437号

毎週火・金曜日発行

告 示

選挙管理委員会関係

告 示

○直接請求に必要な有権者の数………………………… 同

告 公

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定申請………(県土利用政策課) …941

○包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………………………… (監 査 委 員) … 同

示

山形県告示第641号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和5年9月19日山形市 に招集する。

令和5年9月12日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県告示第642号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。 令和5年9月12日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 登録年月日及び登録番号

令和5年9月4日

110

2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社吉祥ファーム

代表取締役 佐藤 吉法

東田川郡庄内町余目新田字西町3番地2

3 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

4 登録の区分

品位等検査

5 農産物検査を行う区域

山形県

6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

B	氏 名			農産物検査を行う農産物の種類	備考
相	蘇	弘 i	道	玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第643号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新庄市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域 新庄市大字萩野地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年9月12日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類 公共測量(基準点測量)

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月12日

山形県選挙管理委員会 委員長 粕 谷 真 生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,733人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 210,832人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名		名	3分の1の数	選挙区名			3分の1の数	j	選挙 区	名	3分の1の数		
Щ	形	市	67,870人	上	Щ	市	8,319人	南	陽	市	8,465人		
米	沢	市	21,809人	村	Щ	市	6,414人	東	村 山	郡	6,959人		
鶴	畄	市	34, 220人	長西	21 'I'	• 郡	14,608人	最	上	郡	10, 190人		
酒	田市・食	包海郡	31,794人	天	童	市	16,971人	東	置賜	郡	10,212人		
新	庄	市	9, 419人	東	根	市	13, 230人	東	田川	郡	7,662人		
寒西	河 江 村 山	市・	21, 417人	尾 北	花 沢 市村 山	郡	5,997人						

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により、事業者から次のとおり土地使用権等の取得についての裁定の申請があった。

なお、関係書類は、県土整備部県土利用政策課において令和5年11月12日まで縦覧に供する。

令和5年9月12日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目

所 在	地番	地					
/7/I 1I	地 笛	公 簿	現況				
酒田市赤剥字前山	4番11	山林	山林				
酒田市赤剥字前山	4番12	山林	山林				
酒田市赤剥字前山	4番13	山林	山林				
酒田市赤剥字前山	5番3	山林	山林				
酒田市赤剥字前山	5番17	山林	山林				
酒田市赤剥字前山	5番18	山林	山林				
酒田市赤剥字前山	5番19	山林	山林				

2 その他

- (1) 1に掲げる特定所有者不明土地について、法第11条第4項第3号イ又は口に該当する者は、令和5年11月12日までに、知事に申し出ること。なお、同日までに申出がないときは、知事が法第13条第1項の裁定をすることがある。
- (2) (1)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書にその権原を証する書面を添えて知事に提出することにより行うこと。
 - イ 申出者の氏名又は名称及び住所
 - ロ 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番
 - ハ 法第11条第4項第3号イの規定による申出をしようとする場合においては、当該異議の内容及びその理由
 - ニ 法第11条第4項第3号ロの規定による申出をしようとする場合においては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和5年7月14日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和5年8月17日付けで山形県知事から通知があった。

令和5年9月12日

 山形県監査委員
 奥
 山
 誠
 治

 山形県監査委員
 髙
 橋
 啓
 介

 山形県監査委員
 松
 田
 義
 彦

 山形県監査委員
 海
 老
 名
 信
 乃

所 管 課 (関係課)	監	查	結	果	措	置	0	内	容
最上総合支庁	【山形県障	がい者自立	支援給付費	負担金実績報	令和4	年度分	の実績	報告の	提出にあ
地域健康福祉課	告書の提出	期限等につい	いて】		たっては	、期限	厳守を	徹底し	、管内全
	一部の市場	ての市町村から期限内に実績報告書が							
	付要綱に定る	める期限を起	習えており	、また、その	提出され	た。今	後も期	限厳守	を徹底す
	場合に必要	な事前の承記	忍も受けて	いない。	る。				
障がい福祉課	【管理運営:	会議の議事録	录について]	議事録	につい	ては、	令和4	年11月会
(こども医療療育	山形県立、	議分より作成し対応した。また、議事							
センター)	定める管理法	軍営会議に	録を事務室に保管し、関係する職員間						
	こととなって	ている議事録	で情報共有を図ることとした。						
障がい福祉課	【指定管理	者から県へ	の書類提	出漏れについ	書類提	出漏れ	を防ぐ	ため、	令和5年
	て】				3月に提	出書類	チェッ	クシー	トを作成
	指定管理	者制度導入抗	拖設 (身体	障がい者保養	した。今	後、提	出書類	チェッ	クシート
	所東紅苑・カ	点字図書館	障がい者	福祉ホームふ	を基に提	出の確	認を行	う。	
	れあいの家)	について、	指定管理	者(山形県身					
	体障害者福祉	祉協会) から	っ包括協定	書に定められ					
	た財務諸表だ	が提出されて	ていない。						